

議案第19号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり定める。

平成29年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2北摂三田ウッディタウン地区整備計画区域の部戸建住宅地区－Ⅰの款（イ）の欄第2項に次の1号を加える。

（4）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に規定する施術所。ただし、計画図に指定する街区Gの部分に限る。

別表第2北摂三田ウッディタウン地区整備計画区域の部戸建住宅地区－Ⅱの款の次に次のように加える。

戸 建 住 宅 地 区 － Ⅲ	同上	150 平方メー トル	10分 の10	10 分の5 （法第 53条 第3項 第2号 に該当 する場 合は、 10分 の6）	10 メートル（前 面道路 の中心 点から の高さ によ る。）	建築 物の外 壁又は これに 代わる 柱の面 から敷 地境界 線まで の距離	同上	次の 各号の いずれ かに該 当する 建築物 等 （1）外 壁又は これに 代わる 柱の中心 線の長さの
--------------------------------------	----	-------------------	------------	--	---	---	----	--

								合計 が3 メー トル 以下 であ るも の (2) 物 置そ の他 これ に類 する 用途 に供 し、 軒の 高さ が2 . 3 メー トル 以下 で、 かつ 、床 面積 の合 計が
--	--	--	--	--	--	--	--	---

								5 平 方メ ートル以 内 で あ る も の
--	--	--	--	--	--	--	--	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。